及び流域保全治山対策専門官一人を置き、中部森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官二人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、近畿中国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官一人、災害対策分析官一人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、四国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官二人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官一人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、九州森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官二人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人、災害対策専門官四人及び流域保全治山対策専門官一人を置く。

2～10　（略）

（指導室及び経営専門官）

第五百三十三条　水産経営課に、指導室及び経営専門官一人を置く。

2・3　（略）

（削る）

4　（略）

（資源管理推進室及び沿岸・遊漁室並びに資源管理指導官、漁業調整官、首席漁業調整官、漁業復興推進官、操業指導調整官、国際漁業管理官、漁場管理対策官、釣人専門官及び特定水産動植物対策官）

第五百三十七条　（略）

2～13　（略）

14　特定水産動植物対策官は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百三十二条第一項に規定する特定水産動植物の密漁の防止に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（漁業調整事務所の所掌事務）

第五百四十八条　（略）

2　前項に規定する事務のほか、次の各号に掲げる漁業調整事務所は、当該各号に掲げる事務を分掌する。

一～五　（略）

六　九州漁業調整事務所　漁業法第百八十三条の規定による漁業の免許に関する事務、以西底びき網漁業の許可に関する事務、沿岸漁業の振興及び漁場の保全の指導に関する事務、日本海・九州西広域漁業調整委員会に関する事務（九州漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限る。）並びに玄海及び有明海に関する水産関係資料の収集及び整理並びに玄海及び有明海の水産に関する調査に関する事務

及び流域保全治山対策専門官一人を置き、中部森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官二人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、近畿中国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官一人、災害対策分析官一人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、四国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官二人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官一人、災害対策分析官一人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、九州森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官二人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人、災害対策専門官二人及び流域保全治山対策専門官一人を置く。

2～10　（略）

（指導室、消費税転嫁対策官及び経営専門官）

第五百三十三条　水産経営課に、指導室、消費税転嫁対策官一人及び経営専門官一人を置く。

2・3　（略）

4　消費税転嫁対策官は、水産業に関する消費税転嫁対策特別措置法第三条及び第八条の規定に違反する行為の防止及び是正に関する事務を行う。

5　（略）

（資源管理推進室及び沿岸・遊漁室並びに資源管理指導官、漁業調整官、首席漁業調整官、漁業復興推進官、操業指導調整官、国際漁業管理官、漁場管理対策官、釣人専門官及び特定水産動植物対策官）

第五百三十七条　（略）

2～13　（略）

14　特定水産動植物対策官は、特定水産動植物（なまこ及びあわび並びにうなぎの稚魚をいう。）の密漁の防止に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（漁業調整事務所の所掌事務）

第五百四十八条　（略）

2　前項に規定する事務のほか、次の各号に掲げる漁業調整事務所は、当該各号に掲げる事務を分掌する。

一～五　（略）

六　九州漁業調整事務所　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百八十三条の規定による漁業の免許に関する事務、以西底びき網漁業の許可に関する事務、沿岸漁業の振興及び漁場の保全の指導に関する事務、日本海・九州西広域漁業調整委員会に関する事務（九州漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限る。）並びに玄海及び有明海に関する水産関係資料の収集及び整理並びに玄海及び有明海の水産に関する調査に関する事務